

令和3年度末時点修正版

甲良町下水道事業経営戦略

2022（令和4年）年3月

甲 良 町

目次（時点）

第 1 章 経営戦略策定の概要	1
1.1 はじめに	1
1.2 策定の目的	1
1.3 計画期間	1
第 2 章 下水道事業の現状	2
2.1 下水道事業の現況	2
(1) 事業の現況	2
(2) 施設	2
(3) 下水道使用料	4
(4) 組織体制	6
2.2 民間活力の活用	7
(1) 民間活用の状況	7
(2) 資産活用の状況	7
第 3 章 経営の現状分析と課題	8
3.1 分析の方法	8
(1) 経営指標の設定	8
(2) 分析条件	9
3.2 分析の結果	11
(1) 財務（収益性・健全性）の視点	11
(2) 事業・施設の効率性の視点	13
(3) 組織の効率性の視点	15
(4) 分析結果一覧（類型団体及び近隣団体）	16
3.3 経営比較分析表（総務省提出分）	19
第 4 章 経営の基本方針	21
4.1 事業運営上の課題	21
4.2 基本方針	22
第 5 章 経営の効率化及び健全化に向けた具体的な取り組み	23
第 6 章 投資・財政計画の策定	24
6.1 投資・財政計画の考え方	24
6.2 投資試算	24
6.3 財源試算	25
6.4 投資・財政計画の策定	29
投資・財政計画	32
第 7 章 経営戦略の事後検証、更新等	35

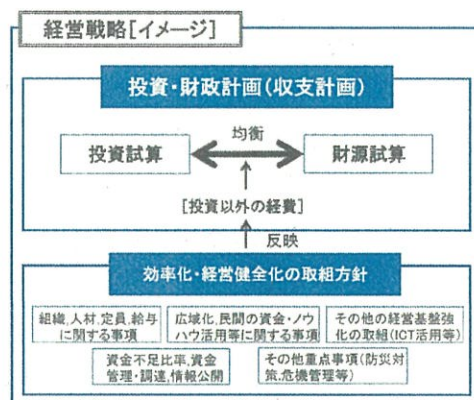
第 1 章 経営戦略策定の概要

1.1 はじめに

甲良町の下水道事業は、住民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため、計画的に整備をすすめてきましたが、人口減少及び節水機器の普及に伴う料金収入の伸び悩みや老朽化していく下水道施設の改築更新を行うための新たな投資が懸念されるなど、経営環境は厳しさを増しており、継続的な経営健全化の取り組みが求められています。

下水道事業は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続できるように、総務省から中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請されています（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け 総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知））。

このような中、甲良町では、令和 2 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法を適用し、これまでの官公庁会計方式（単式簿記：現金主義）から企業会計方式（複式簿記：発生主義）に移行したので、経営状態や財政状況を明確に把握することが可能となりました。



【経営戦略のイメージ】

出所：総務省（公営企業の経営に当たっての留意事項についての資料）

1.2 策定の目的

甲良町では、住民の生活基盤である下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定した経営基盤を確保していくことを目的として、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定します。

策定にあたり、項目や計画期間については、上述の総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月）及び「経営戦略の策定推進について」（平成 28 年 1 月）に基づき策定しています。

なお、経営戦略における下水道事業とは、町内に既存する特定環境保全公共下水道事業¹をいいます。

1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

¹ 特定環境保全公共下水道事業とは、公共下水道のうち、主として市街化区域以外の区域において設置されるもので、水質保全及び生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が 10,000 人以下の小規模下水道です。

第2章 下水道事業の現状

2.1 下水道事業の現況

甲良町は、日本最大の湖である琵琶湖の東部湖東平野にあり、滋賀県の中央部を占める犬上郡のほぼ中央に位置し、鈴鹿山脈から琵琶湖に向かって開けた穀倉地域です。まちの東側は多賀町、北側は彦根市、西側は豊郷町、南側は愛知郡愛荘町に隣接した東西 5.32km、南北 5.15km、面積 13.62km² の平地農村のまちです。

総人口は、1960～1985年（昭和35～60年）ごろまでは、9,000人前後で推移し、その後減少に転じ、2010年（平成22年）の国勢調査では、7,500人、2020年（令和2年）の国勢調査では、6,868人となっています。また、年齢階層別の内訳は、年少人口と生産年齢人口は減少しており、高齢者人口は増加しています。2010年（平成22年）までの30年間に、年少人口は半減、高齢者人口は倍増しており、今後は少子高齢化の傾向がさらに加速することが予想されます。

(1) 事業の現況

甲良町の下水道は、上位計画である琵琶湖流域下水道東北部処理区にあり、特定環境保全公共下水道として、1990年度（平成2年度）に事業に着手し、1998年度（平成10年度）に供用を開始しています。

町内全体区域の下水道整備を計画的に推進した結果、2021年度（令和2年度）末における下水道整備面積は約409ha、整備延長は84km、下水道普及率は99.9%まで整備が進み、滋賀県内の平均下水道普及率89.7%と比べますと、県内でも高い水準に達しています。

(2) 施設

甲良町下水道事業の施設・普及等の状況を表2.1に、下水道計画図を次頁図2.1に示します。

表2.1 甲良町下水道事業の施設・普及等の状況

施設・普及等の状況（令和2年度末）	
対象事業	特定環境保全公共下水道 法適用（一部適用）
地方公営企業法適用	
流域下水道接続	有り (琵琶湖流域下水道東北部処理区)
処理方式	分流式
処理区域面積 (ha) : ①	409
行政区域内人口 (人) : ②	6,868
処理区域内人口 (人) : ③	6,863
水洗化済人口 (人) : ④	5,621
処理区域内人口密度 (人/ha) ③÷①	16.8
普及率 (人口割合 : %) ③÷②	99.9
水洗化率 (人口割合 : %) ④÷③	81.9

甲良町全図



図 2.1 甲良町下水道計画図

下水道施設については、法定耐用年数 50 年を経過する管路(約 84 km)は現在ないものの、マンホールポンプ場 (6 箇所) の施設の老朽化が進んでいます。今後は、平成 29 年度に策定した「ストックマネジメント計画」を基に、財政状況を勘案しながら、施設の点検調査費、長寿命化や改築更新を行うための事業費の平準化を図りながら進める必要があります。

(3) 下水道使用料

甲良町の下水道使用料は平成9年度以来、表2.2の使用料で運営しています。使用料体系は、使用水量に応じた二部使用料制（基本水量制と従量制）を並置する体系となっています。

表2.2 下水道の水量別使用料（出所：甲良町公共下水道使用料条例）

区分	基本料金		超過料金	
	排水量	料金	排水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般排水	10立方まで	1,200円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	130円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	140円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	150円
			100立方メートルを超える分	160円
特定排水			750立方メートルを超える分	210円

備考

- 1「一般排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水(特定排水は除く。)および一般家庭から公共下水道に排除される汚水をいう。
- 2「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分(町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く。))の関係施設から排除される汚水を除く。)をいう。

平成29年度末の1か月当たり下水道使用料は、図2.2に示すとおり2,625(円/20m³)であり、最低限行うべき経営努力として国が求めている3,000(円/20m³)¹を下回っています。

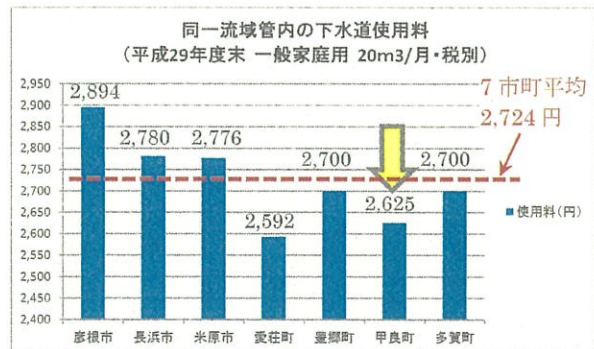
現行の使用料体系における使用料単価(下水道使用料÷年間総有収水量)を、類型団体²と比較した類型平均と全国平均で比較した結果は、表2.3のとおりです。

表2.3 使用料単価及び類型平均・全国平均との比較(平成29年度) (単位:円/m³)

事業区分	甲良町	類型平均	全国平均
特定環境保全公共下水道	150.76	174.06	162.68

甲良町下水道事業の使用料単価は、表2.3のとおり全国平均及び類型平均ともに、低い水準となっています。

滋賀県流域下水道東北部処理区の同一流域管内の7市町(東近江市は、特定環境保全公共下水道を有しないため対象外)における下水道使用料の比較(平成29年度末一般家庭汚水(20m³/月)税抜)は、図2.2に示すとおりです。



¹ 公営企業の経営に当たっての留意事項について(総務省:平成26年8月29日)の中の事業別留意事項において、「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること」と示されています。

² 自団体と同じ類型に分類された他団体との比較が行えるよう、処理区域内人口、処理区域面積1haあたり年間有収水量、供用後開始後年数により個々の事業を類型化した団体を類型団体と言います。

図 2.2 下水道使用料の比較 (同一流域管内 7 市町比較)

甲良町の下水道は、既成普及に達している中、現在も整備事業を進めています。近年の使用料収入は、下水道への接続推進及び水洗化率の向上への取り組みにより、図 2.3 のとおり増加傾向となっています。



図 2.3 有収水量及び使用料収入の推移

出典：公共下水道事業の決算統計値

また、水洗化人口は、図 2.4 のとおり 10 年後の 2029 年度（令和 11 年度）には、現在より約 3%減少することが予測され、水洗化人口にあわせて、使用料収入も減少することが予測されます。

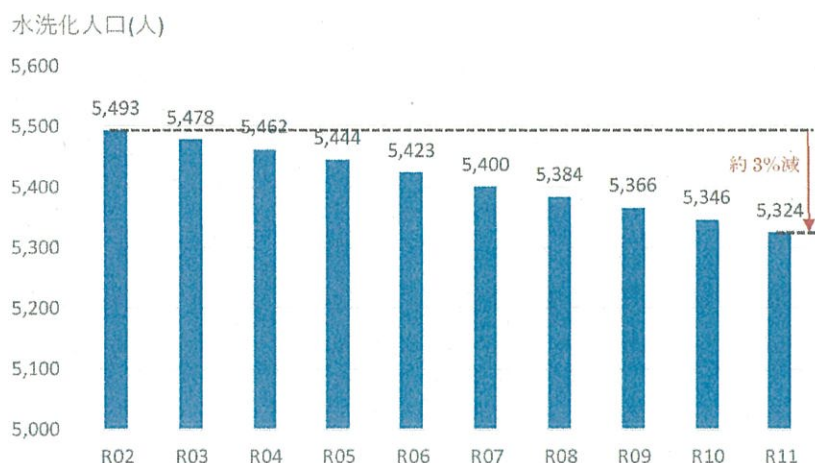


図 2.4 水洗化人口及の推移

下水道事業の資金繰りは厳しい状態であることから、利用者の負担をできるだけ抑える努力をおこないつつ、料金の改定については、慎重に検討しなければならない状況となっています。

(4)組織体制

① 職員数

甲良町公共下水道事業特別会計の執行体制は、表2.4のとおり一定の推移にあり、平成31年7月1日現在の職員数は、損益勘定職員（事務職）1名、資本勘定職員（技術職）1名の計2名となっています。このうち、損益勘定職員（事務職）では、庶務会計係が上下水道事業の料金徴収事務を兼務しています。（図2.5参照）

表 2.4 組織体制及び職員数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事務職※	1	1	1	1	1	1
技術職	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2

※ 事務職は上水道係と兼任の体制となっています

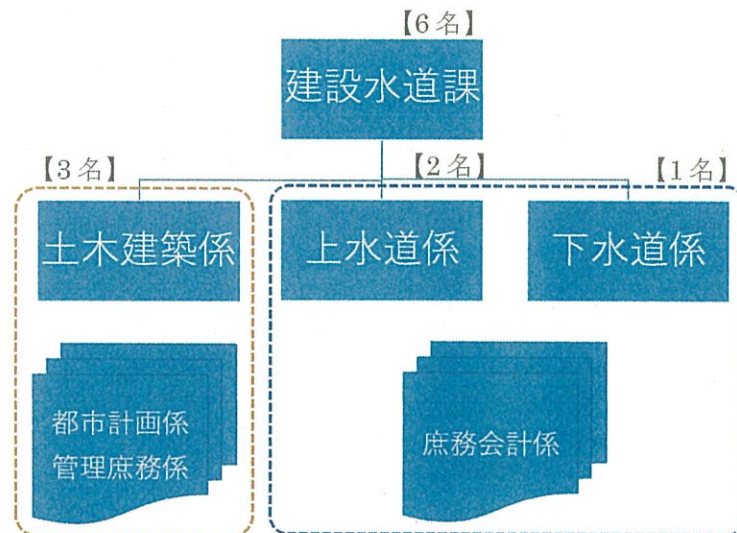


図 2.5 組織体制

② 事業運営組織

甲良町の下水道事業は、建設水道課に属し、令和2年4月1日に公営企業法の一部（財務）を適用しました。

今後も組織一体となって適正な事業運営を行っていくため、甲良町全庁的な取り組みの中で引き続き定員の適正化に取り組み、技術の継承や建設と維持管理の役割分担を考慮した効率的な業務体制の構築に努めます。

2.2 民間活力の活用

(1) 民間活用の状況

① 民間委託（包括的民間委託を含む）

使用料徴収は建設水道課の上水道係で兼務していますが、管渠の清掃やマンホールポンプ保守点検は、民間に委託しています。

② 指定管理者制度

彦根市にある琵琶湖流域下水道東北部処理区の東北部浄化センターの管理は、滋賀県で実施しているため、甲良町での指定管理者制度の導入の予定はありません。

③ PPP・PFI³

大規模な自治体が主な導入対象のPPP・PFI手法ではありますが、それ以外の自治体でも導入の検討を行うことが望ましいとされているところです。しかしながら、甲良町の規模や下水道整備がほぼ完了している状況を鑑みるとPPP・PFIの活用による財政負担の削減効果が得られにくいため、導入の予定はありません。

(2) 資産活用の状況

① エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

甲良町には、管渠関連施設（小規模なマンホールポンプ）はありますが、小規模な施設であるため、エネルギー利用の対象となり得る施設の該当はありません。

② 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

未利用土地・施設等はないため、土地・施設等の利用活用等の該当はありません。

³ 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼びます。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。